

南丹市地域防災計画

(原子力災害対策編)

令和6年4月

南丹市防災会議

平成 2 5 年 2 月 2 2 日 策定

平成 2 6 年 2 月 1 8 日 修正

平成 2 8 年 7 月 2 5 日 修正

平成 2 9 年 7 月 2 6 日 修正

令和 6 年 4 月 1 日 修正

目 次

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画の目的等	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の周知徹底	2
第4節	計画の修正に際し遵守すべき指針	2
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	2
第6節	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲	3
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	5
第8節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8

第2章 原子力災害事前対策計画

第1節	基本方針	11
第2節	関西電力株式会社との防災業務計画に関する協議 及び防災要員の現況等の届出の受理	11
第3節	立入検査と報告の徴収	11
第4節	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	12
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	12
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	12
第7節	緊急事態応急体制の整備	17
第8節	避難収容活動体制の整備	22
第9節	緊急輸送活動体制の整備	28
第10節	救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	28
第11節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	32
第12節	行政機関の業務継続計画の策定	32
第13節	家庭動物等対策	32
第14節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と 啓発及び国際的な情報発信	33
第15節	防災業務関係者の人材育成	34
第16節	防災訓練等の実施	34
第17節	関西電力株式会社の行う予防対策	35
第18節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	37
第19節	災害復旧への備え	37

第3章 緊急事態応急対策計画

第1節	基本方針	38
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	38
第3節	活動体制の確立	47
第4節	避難、一時移転等の防護措置	58
第5節	治安の確保及び火災の予防	64
第6節	飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限	64
第7節	緊急輸送活動	65
第8節	救助・救急及び医療活動	66
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	66
第10節	自発的支援の受入れ等	68
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	69
第12節	水資源対策	69
第13節	家庭動物等対策	70
第14節	関西電力株式会社の行う応急対策	70

第4章 原子力災害中長期対策計画

第1節	基本方針	72
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	72
第3節	現地事後対策連絡会議への職員の派遣	72
第4節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	72
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	72
第6節	各種制限措置の解除	73
第7節	災害地域住民等に係る記録等の作成	73
第8節	被災者等の生活再建等の支援	73
第9節	風評被害等の影響の軽減	74
第10節	被災中小企業等に対する支援	74
第11節	心身の健康相談体制の整備	74